

JLA専門職認定作業の 新展開

大谷康晴
(青山学院女子短期大学)

始まる前に.....

- “新展開”というほど新展開かといわれると.....
- とはいえ、社会状況はかなり変化
- 一方で、「図書館学教育部会」で取り上げる意味
- 図書館情報学教育の社会的状況に対する理解

内容

- 復習として制度の概要
- 社会的状況の変化
- 図書館情報学教育の変化に

復習として－制度の概要

- 生涯学習審議会(当時)報告『社会教育主事、学芸員及び司書の養成、研修等の改善方策について』が契機
- LIST1、LIST2の上位の段階の継続教育
- 名称の付与
- 日本図書館協会が認定の責任

復習として－制度の概要

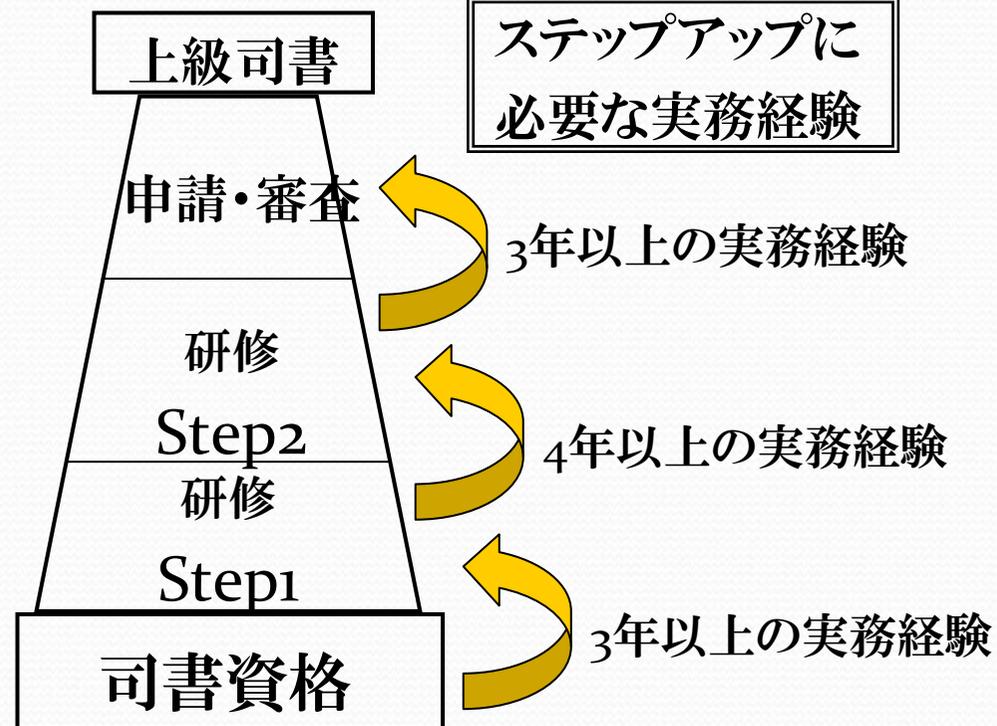
- 仮称「上級司書」
- 以下の順で検討
 - 専門性の確立と強化を目指す研修事業検討ワーキンググループ（第一次・第二次）
 - 研修委員会
 - 専門職員認定制度特別検討チームで検討

復習として－制度の概要

- 実務経験を前提－3年目、7年目、10年目という節目を設定
- 研修による認定－LIST、文部科学省地区別研修、国立教育政策研究所社会教育実践研究センター図書館司書専門講座の存在→ポイント制
- 論文の審査－事例紹介ではない、アカデミックでもない

復習として－制度の概要

司書資格と各ステップ



復習として－制度の概要

- LIST1(地区別研修) + LIST2(図書館司書専門講座)が前提
- 地域バランスの問題－ポイント制の導入(半日1ポイント)
- 研修以外の要素
 - 社会的活動
 - 学位(修士)

復習として－制度の概要

- 2004年の第3次WGでシミュレーションとしての準備室を提案－採用されず－以下宙ぶらりん
- LIST2の開始(2004年より)－LIST2につづく活動の必要性
- 最近の必要性としては、図書館法の改正

社会的状況の変化

- 社会教育法等の一部を改正する法律案第2条で図書館法の改正。新第7条にて研修の規定が新設
- 変化というよりも、生涯学習審議会(当時)報告以降の研修重視の方策の完成

図書館情報学教育の変化に

- 現職者研修－図書館情報学教育とは縁遠い？
- 研修と認定制度の議論－大学における司書課程の位置づけ

図書館情報学教育の変化に

- これからの図書館の在り方検討協力者会議科目検討WG
 - 高校卒業時点の学力を前提－多様化している高等学校のカリキュラム(と未履修)を考えると中学修了時点の知識
 - 教育をつないでいくことを想定
 - “司書資格”をどう考えるか

図書館情報学教育の変化に

- 大学の専門課程のプラスアルファとしての司書課程で専門職養成は厳しい
- 継続教育を含めた養成を形作るしかない

図書館情報学教育の変化に

- 学校教育で現場が要求する完璧な専門職は可能か？
- 現在の文部科学行政の仕組みの中で、粗製乱造を絞ることが可能か
 - そもそも絞るといふ形の規制が可能か
 - 絞った数を考えた時に、国の制度である意味があるのか？

図書館情報学教育の変化に

- 館種による行政の縦割り
 - 統一の現実的な可能性
 - 他館種を取り込んだ司書課程の可能性
 - 図書館法の枠外での専門職養成課程の可能性
 - 「生涯学習概論」が社教3資格の共通筆頭科目→司書の位置づけは

今後の展開

- シミュレーション
- 実現可能性の確認
- 制度の設計
 - 主要点はあまり変わっていない
 - 社会の変化・認定対象とされている人たちの意識をふまえて